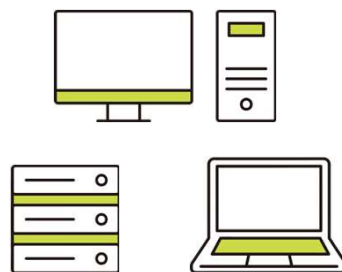




TOPIC

少額減価償却資産の特例「40万円未満」へ引き上げ

物価高の影響でパソコンなどの事務機器も値上がりし、「これまでは一括で経費にできたのに30万円を超えてしまった…」というケースが増えています。そこで令和8年度税制改正では、中小企業の設備投資を促進および事務負担の軽減を目的として、「少額減価償却資産の特例」の対象金額を30万円未満から40万円未満へ引き上げられました。今後の投資計画にも役立つ、経営者にとって嬉しい改正です。



■ 少額減価償却資産の特例とは

通常、10万円以上のパソコンなどの事務機器を購入すると「固定資産」となり、数年かけて分割で経費にする（減価償却する）必要があります。ただし、一定の要件を満たす中小企業者に限り、取得価額が30万円未満の資産は、年間合計300万円まで、取得した事業年度に全額経費にできる「少額減価償却資産の特例」を適用できます。節税効果を早期に享受できるため、資金繰りや投資計画において非常に有用な制度です。

■ 改正の内容

本改正は、令和8年4月1日以降に取得した資産に適用されます。主な変更点としては「対象資産の取得価額」「適用対象事業者の範囲」が見直されました。一方で、「取得価額の年間合計上限額」は変更ありません。対象資産を複数取得する場合には、合計額を管理することが重要です。

内容	改正前	改正後
対象資産の取得価額	30万円未満	40万円未満
取得価額の年間上限額	合計300万円まで（変更なし）	
適用対象事業者（中小企業者）	常用従業員数500人以下	常用従業員数400人以下

■ 実務上のポイント

今回の改正により、40万円未満の資産は取得年度に全額を経費にできるため、設備投資を検討中の中小企業にとって大きなメリットがあります。一方で、本特例を適用するためには、資産の取得時期や年間の取得価額の合計額を正確に管理する必要があります。また、常用従業員数が400人を超える事業者は、本特例の対象外となる点にも留意が必要です。

■ よくあるQ&A

- Q** 35万円の備品を10個購入しました。すべて取得年度の経費計上できますか？

A 年間300万円が上限のため、300万円を超える部分は取得年度の経費にできず、通常通り数年かけて償却します。
- Q** 中古品でも対象になりますか？

A はい。中古品でも、取得価額が40万円未満であれば本特例の対象です。
- Q** 「40万円未満」の判定は、税抜・税込どちらですか？

A 事業者によって異なります。自社で採用している経理処理方法で判定します。

